

日の里7丁目町内自主防災会規定

(名称)

第1条 この組織は、日の里7丁目町内自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 日の里7丁目町内会（以下「町内会」という。）に属する本会は、自主的な防災活動を行うことにより、地震・津波・風水害その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、救出・救護・避難誘導・初期消火応急手当等に関すること。
- (3) 防災計画の作成及び防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の整備に関すること。
- (5) その他 本会の目的達成に必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、日の里7丁目町内区域に居住する世帯をもって構成する。

(役員及び構成)

第5条 1. 本会は、次のとおり構成する。

- (1) 防災会長 1名（町内会長）
 - (2) 防災副会長 2名（町内会副会長）
 - (3) 防災委員 2名（町内会議推薦）
 - (4) 防災書記(情報・伝達担当) 1名（町内会書記）
 - (5) 防災会計 1名（町内会会計）
 - (6) 防災専門担当 3名（町内会専門部長・副部長）
 - (7) 防災組長 各組1名（隣組組長）
 - (8) 緊急時支援者 各組2～3名
2. 防災会長は、町内会の会長をもってこれに充てる。
 3. 防災副会長は、町内会の副会長をもってこれに充てる。
 4. 防災委員は、町内会議の推薦に基づき町内会長が委嘱する。
 5. 防災書記は、町内会の書記長をもってこれに充てる。
 6. 防災会計は、町内会の会計をもってこれに充てる。
 7. 防災専門担当者は、次の各号に掲げる担当者の区分に応じ、当該各号に定めるものをもってこれに充てる。

- (1)避難場所確保担当者 副会長（公民館長）
 - (2)避難・誘導担当者 公民館副館長
 - (3)防災対策担当者 教育文化部長
 - (4)要支援・救護担当者 健康福祉部長
 - (5)生活担当者 生活環境部長
8. 防災組長は、隣組の各組長をもってこれに充てる。
 9. 緊急時支援者は必要に応じ各組内より選出する。
 10. 防災専門担当の補助者は、町内会専門部に所属する組長をもってこれに充てる。
 11. 役員の任期は、町内会の役員任期とし再任は妨げない。
ただし、防災委員の任期は、2年間とする。

(会 計)

第 6 条 本会の会計は、日の里7丁目町内会の会計として処理する。

(役員 の 責 務)

- 第 7 条**
1. 防災会長は、本会を代表し事業を統括する。
 2. 防災副会長は、防災会長を補佐し、防災会長に事故あるときはその職務を代行するとともに、防災専門を総括する。
 3. 防災委員は、防災会長を補佐し、防災関連機関等の助言・指導により専門的な防災事業を遂行する。
 4. 防災書記は、会議の記録及び災害情報等の伝達、町内の情報収集を遂行する。
 5. 防災会計は、防災関係等の調達・保管及び災害時の応急物資の調達を遂行する。
 6. 防災専門担当者は、防災会長の指揮のもとで本会の専門的な事業を遂行する。
 7. 防災組長は、情報収集・伝達等及び防災専門担当者と協力し事業を遂行する。
 8. 緊急時支援者は当該組の要支援者を緊急時において救出・救護する。
 9. 役付役員は、やむを得ず防災事業の遂行ができない時は、7丁目会員の中から推薦し、防災会長の承諾をえて交代しなければならない。
ただし、役付役員の事業遂行に関する引継ぎをしなければならない。

(会 議)

- 第 8 条**
1. 本会の会議は、定例会、臨時会及び役員会とする。
 2. 定例会は、毎年1回、臨時会は、必要に応じてその都度開催するものとし、会議の構成員は、第5条に定める役員をもって構成する。
 3. 定例会及び臨時会の議決権は、町内会規約第8条（総会）の規約に準じて決定する。

4. 災害時等により会議を召集できない場合は、四役（会長、副会長、書記、会計）で決定できる。ただし、町内会規約第8条（総会）に定める総会に提出して決裁をしなければならない。
5. 役員会は、必要に応じてその都度開催するものとし、第5条に定める役員をもって構成する。

（防災計画）

- 第9条** 1. 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
2. 防災計画は次の事項について定める。
- (1) 防災組織の編成および任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 災害発生時における情報の収集・伝達、救出・救護・避難誘導・出火防止・初期消火・応急手当・給食・給水・災害時要援護者対策避難所の運営・管理、他の組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要とする事項。

（防災関連機関等の助言・指導）

- 第10条** 本会は、消防、警察、行政、医療その他の機関等に対し、必要に応じて会議等への出席・参加を要請し、事業遂行のため適切な助言・指導を求めるものとする。

（連絡体制）

- 第11条** 本会は、災害の状況に応じて、消防、警察、医療、宗像市役所、日の里地区コミュニティ、その他の機関等と連絡体制を取る。

（雑則）

- 第12条** 本規定に定めのない事案については、町内会の規約に準じ、その都度協議するものとする。

附 則

この規約は、平成24年4月8日から施行する。